
評議員選出細則

第1条

評議員は評議員候補者を推薦することができる。候補者の資格は原則として会員歴連続3年以上の一般会員とする。

第2条

評議員候補者の推薦に際しては定時社員総会が開催される日の3ヵ月前までに、次の書類を理事長に提出するものとする。

- 1) 評議員2名以上の推薦状
- 2) 履歴書（最終学歴，主な職歴および専攻研究テーマなど）
- 3) 業績目録

第3条

理事長は推薦された評議員候補者について、理事会の議を経て定時社員総会の承認を得た後、評議員に任命する。理事会は候補者の履歴および業績に加え専門分野などを考慮して、理事会としての推薦を審議決定する。

功労会員に関する内規

第1条

定款に規定する功労会員は原則として以下の2つの資格をそなえた者とする。

- 1) 一般会員で年齢満65歳以上の者
- 2) 永く評議員として本会の発展に寄与した者

第2条

功労会員候補者は理事会が推薦する。

第3条

理事会は前項の規定により推薦された候補者について審議し、候補者の意向を確認した上で、社員総会に推薦する。社員総会は審議の上、功労会員を決定する。

第4条

功労会員は、所定の年会費を納入するものとする。

第5条

功労会員は、研究業績を学術集会および機関雑誌に発表することができる。

第6条

功労会員は、社員総会に出席し助言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

名誉会員に関する内規

第1条

定款に規定する名誉会員は原則として以下の資格のうち2つ以上を具える者でなければならない。

- 1) 年齢65歳以上の一般会員で、教育または研究の指導者として通算15年以上の経歴を有すること。
- 2) 理事または監事として学会の運営に貢献したこと。
- 3) 学術総会長の経験を有すること。
- 4) 炎症・再生医療学関連領域において顕著なる業績をあげ、学会の発展に貢献したこと。

第2条

名誉会員候補者は理事長が推薦する。

2. 前項4) にて名誉会員候補者を推薦しようとする者は、次の書類を定時社員総会開催の3ヵ月前までに理事長に提出しなければならない。

- 1) 評議員3名による理事長あての推薦状。
- 2) 推薦者による、候補者の研究紹介および学会に関する活動の概要。

第3条

理事会は前項の規定により推薦された候補者について審議し、社員総会の議を経て、名誉会員の推薦を決定する。

第4条

名誉会員は会費を納付することを要しない。

第5条

名誉会員は、研究業績を学術集会および機関雑誌に発表することができる。

第6条

名誉会員は社員総会に出席し助言をすることができるが、議決に加わることはできない。

理事および監事の選出内規

本内規は、定款の規定による社員総会で選任する理事及び監事の候補者を選任するための細則であり、この内規に基づき選任された理事及び監事の候補者を社員総会において選任する議案が承認可決されることで、当該候補者が理事及び監事となるものである。

第1条

理事の候補者は評議員より選挙で選出された者、および理事長が評議員の中から推薦した者からなる。

第2条

監事は理事選後に開催される理事会において推薦された者からなる。

第3条

選挙管理委員会は、選挙によって選出される理事候補者(以下「候補者」という)の選挙に関する被選挙人名簿などを、選挙施行前に評議員に通知する。

第4条

選出する候補者の定数は、次のとおりとする。

- 1) 理事 9名以内
- 2) 推薦理事 2名以内

理事長の判断により2名以内の推薦理事をおくことができる。

第5条

投票はインターネットを介した投票システムにより行う。

第6条

候補者の選挙の投票は無記名とし、理事にあつては9名以内を投票する。

第7条

候補者の選挙の開票は、選挙管理委員会が行う。

第8条

選挙管理委員会は、得票数の多かった者から、順次、候補者の当選者として決定し、かつ、次点者以下の順位を決定する。

2. 得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならないとき、または次点者に得票数が同数の者がある場合には、理事長と選挙管理委員会との協議によって決定する。

第9条

選挙管理委員会は、候補者の当選者に対して、その旨を通知し、就任の意思確認を行う。就任辞退の場合は選挙の次点者から順次、これを候補者として補充することができる。

第10条

理事または監事に欠員を生じたときは、理事会の議を経て、補充することができる。

第11条

候補者の選挙に関する業務は選挙管理委員会が行い、選挙に関する疑義については選挙管理委員会の議により決定する。

第12条

選挙管理委員長は、理事長がこれを委嘱する。選挙管理委員長は若干名の選挙管理委員を指名することができる。

理事選出細則

第1条

理事は次の各項に掲げる者で社員総会の承認を得た者とする。

- 1) 評議員の中から選挙により選出された者、9名以内。
- 2) 評議員の中から理事長が推薦した者(推薦理事)、2名以内。
- 3) 理事の年齢は選考のある年の1月30日現在において65歳以下(65歳を含む)とする。
- 4) 欠員補充のため任期の半ばにおいて必要と認めるとき、理事長は理事の任命を行うことができる。

第2条

理事長は、理事の中から指名により副理事長をおくことができる。副理事長は理事長に事故あるときは理事長の会務を代行する。

理事長選定内規

本内規は、定款を補足し、理事長選定方法を定めるものである。

第1条

評議員による選挙で選任された理事は、社員総会で選任され、就任後、新理事会を開催し、理事の中から自薦・他薦により理事長を選定する。

第2条

次期理事長候補者は任期中における本学会の運営に関する所信を述べ、質問に答えなければならぬ。

監事選出細則

第1条

監事は次の各項に掲げる者で社員総会の承認を得た者とする。

- 1) 理事会の推薦により選出された者、2名以内。
- 2) 監事の年齢は選考のある年の1月30日現在において65歳以下とする。
- 3) 欠員補充のため任期の半ばにおいて必要と認めるとき、理事長は監事の任命を行うことができる。

役員選出補則

第1条

理事長は理事会の会務を執行するために必要な理事の候補者を評議員の中から2名以内まで推薦することができる(推薦理事)。

2. 理事は評議員より選挙で選出された者、および理事長が評議員の中から推薦した者からなり、社員総会の承認を得る。
3. 監事は理事会の推薦により選出された者、2名以内からなり、社員総会の承認を得る。
4. 評議員は会員の中から理事会の推薦により社員総会の承認を得て、理事長が任命する。
5. 学術総会長は理事会において評議員の中からこれを推薦し、社員総会の承認を得る。

第2条

役員の任期は、理事については就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、連続4期までとする。

2. 理事長の任期は連続2期までとする。
3. 監事の任期は就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、連続4期までとする。
4. 理事、監事の欠員が生じたときの補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 役員の任期が終了したときは後任者がその職務につくまで前任者がその職務を行う。

学術総会長選任内規

本内規は、定款を補足し、学術総会長選任方法を定めるものである。

第1条

学術総会長候補者の選任は理事会での協議によって行う

第2条

社員総会にて学術会長が承認されることにより、当該候補者が学術総会長に就任する。

理事会内規

第1条

理事長は必要に応じて理事会を招集する。

- 1) 理事5名以上が目的事項を示して理事会の開催を請求した場合、理事長は30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 2) 理事長は理事会の議長となる。

第2条

理事会は理事総数の過半数の出席により成立する。

ただし、定款の改正、その他理事長が重要と判断した事項を審議する場合は理事総数の3分の2以上の出席を要するものとする。

- 1) 理事会の議事は出席理事の過半数により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 2) 理事会の議事報告は理事に報告するものとする。

第3条

理事会は理事の中から個別会務の担当理事を定め、会務を分掌する。

会員入会時内規

第1条

本会の入会については定款に定められたことのほかは、この内規による。

第2条

入会申込みの際し、本会評議員、名誉会員、功労会員いずれかの推薦状の提出が難しい場合は事務局にその旨連絡し、入会申込書に所属長の推薦状と所定の自己紹介書を添えて提出し、総務担当理事の承認を得ることとする。

第3条

前条について、年次学術総会への演題登録に際し入会を希望するもので、本会評議員、名誉会員、功労会員いずれかの推薦状の提出が難しい場合は、第2条に定める所定の書類を事務局に提出し、学術総会長の承認を得ることも可とする。

会費内規

第1条

本会の会費等については定款に定められたことのほかは、この内規による。

第2条

本会の年会費は、一般会員および功労会員では 10,000 円とする。ただし、学部学生と大学院生については、年会費を 5,000 円とする。

第3条

本会の賛助会費は、1 口 100,000 円とし、1 口から 10 口までとする。

第4条

年会費は分割して納入することはできない。

第5条

名誉会員は年会費を納めることを要しない。

第6条

既納の年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

休会制度内規

第1条

会員は海外留学、海外勤務、病気療養、出産・育児等の事由により、一時的に学会活動ができない場合に所定の手続きを経て休会することができる。

第2条

休会期間は最長で2年間とし、休会期間の更新は認めない。

第3条

休会期間中の会費の納入を免除する、また、休会期間中は会員の在籍期間に通算されない。

第4条

予め申し出た休会期間終了後は復会とみなし、会費の請求が発生する。